「年金改革法」及び「受給資格期間短縮法」について

少子高齢化が進む中で、**公的年金制度のメリットをより多くの方が享受**し、**将来的にも安心な年金制度を構築**するため、年金制度改革に取り組むこととしました。

具体的には、以下の２つの法律が平成 28 年 12 月に成立しました。

→公的年金制度のメリット享受に関わる措置

→制度の安心に関わる措置

「年金改革法」

将来の年金を増やすため、これまで 501 人以上の大企業で働く短時間労働者のみに認められていた厚生年金への加入について、**500 人以下の中小企業で働く短時間労働者の方も加入可能に**

国民年金に入っている女性について、**産前産後の期間（４か月）は保険料を免除**

世代間の公平の観点から、年金の支え手である**現役世代の年金水準を確保するため、年金額の改定方法を見直し**

（①マクロ経済スライド調整の見直し、②賃金変動に合わせた年金額改定（賃金スライド）の徹底）注１

年金の積立金を運用する機関（GPIF）**のガバナンス体制を強化**

「受給資格期間短縮法」

無年金対策として、**受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮する措置を平成 29 年度中に実施**　（平成 29 年８月実施、年金の支給は同年 10 月から）

（注１）

①「マクロ経済スライド調整」

マクロ経済スライドによる調整について、現在の受給者に配慮して、前年度より年金額を下げる調整は行わないが、物価・賃金が上昇したときには、過去の未調整分を繰り越して調整する仕組み（キャリーオーバー）とする（平成 30 年４月～）。

②「賃金スライド」

- 仮に将来、賃金が名目でも実質でも下がるような望ましくない経済状態が起きた場合でも、現役世代が将来受給する年金水準が低下しないよう、賃金（名目）の変動に合わせて年金額を改定する。
- ただし、経済が正常な状態で、賃金と物価が上がっている状況では、年金額が下がることはない。　また、このルールは、低年金・低所得の方への配慮として、福祉的な給付（最大年６万円　平成 31 年 10 月～）が始まった後、施行される（平成 33 年４月～）。

年金額改定ルールの見直し（賃金スライド）に関する Q&A

Q１　今回の法律は、若い世代の年金水準を確保するものだときいたのですが、本当ですか。

A１　はい、そのとおりです。今回の法律は、世代間の分かち合いである年金制度において、若い世代の将来の年金を守るための仕組みを整えるものです。

ただ、そもそも経済の状態が良く、**賃金と物価が上がっている状況では、今回のルールが影響することはなく**、そのためにも、安倍政権はデフレ脱却や賃金の上昇に全力で取り組みます。一部の野党は、この法律によって**「年金額がすぐに下がる」といっていますが、そのようなことはありません。**

また、**低年金・低所得の方への配慮として、福祉的な給付（最大年 6 万円、平成 31 年 10 月～）を始めたあと**、この見直しは平成 33 年度から実施するものです。

なお、この「福祉的な給付」を満額（年 6 万円）受給する場合、基礎年金（年 78 万円）の約 8 %に相当します。

Q２　年金のルールはどう変わるのですか。なぜ今、改正するのですか。

A２　この法律は「将来の年金水準確保法」です。

年金は現役世代に支えられている、**「仕送り」の仕組みであり、世代間の分かち合い**です。過去に賃金が下がった際に、それに見合った年金額にしなかったため、現役世代は、賃金も下がり、将来受け取る年金も低くなるという“二重の苦しみ”がありました。そのため、**世代間の公平を確保し、将来世代の基礎年金の水準を確保する観点から**、賃金が名目でも実質でも低下する場合は、賃金の変化に合わせて年金額を改定（賃金スライド）するよう、見直しを行います。

安倍政権では賃金上昇を含む経済再生に全力で取り組みます。**賃金と物価が上がっている状況では、年金額が下がることはありません。**

年金は、50 年、100 年と非常に長く続く制度ですので、大きな経済の動きが万が一あったとしても、それに対応できる仕組みをあらかじめ整えます。これによって、年金制度の持続可能性も高まります。

（参考）民主党政権時でも、見直しの必要性が認識されていました！

- **民主党の年金制度案**（注 2）においても、年金額改定ルールは賃金への連動を基本としており、**物価と関係なく、賃金が下がった際には、年金額も下がります**。
- 平成 24 年 5 月 30 日・社保特命委における岡田副総理（当時）の答弁。
  「マクロ経済スライドをどうするか。確かに、この調整をやらないで先送りすれば調整幅が大きくなるのは御指摘のとおりで、それは、世代間で言えば、先の世代ほど負担が重くなるわけですから、やはり物価が下落しているときでも同様の考え方を可能なようにするというのが私は正しい方向だというふうに思っております。(略)しかし、考え方としては、それは物価が上がった下がったに関係なくやっていけるような仕組みをやはり議論すべきではないか、そういうふうに思っております。」

（注 2）平成 24 年 2 月 10 日に民主党「社会保障と税の一体改革調査会総会」に提出された新制度案